

文書番号：JRCA F5126 改定1版

研修機関が実施する 基礎微生物学、基礎化学の講習を登録する手順

制 定：2019年 2月 1日
改 定：2021年 4月 1日

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目次

1. 目的及び適用範囲	1
2. 引用文書	1
3. 初回登録申請	1
4. 登録維持申請	1
5. 料金	2
6. 初回登録の可否に関する評価と決定	2
7. 登録維持審査の手順	3
8. 登録の可否の決定に関する再考の申立てに対する取扱い	3
9. 初回登録申請から初回登録までのフロー	3
10. 申請機関及び運営研修機関の権利と義務	4
11. 付属書	4
付則	5
付属書 1 登録申請書	6
付属書 2 誓約書	7
付属書 3 添付することが必要な書類	8
付属書 4 事前登録のための変更届	9
付属書 5 講習の初回登録のフロー	10
付属書 6 JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項	11
制定・改定履歴	14

研修機関が実施する基礎微生物学、基礎化学の講習を登録する手順

1. 目的及び適用範囲

この文書は、基礎微生物学または基礎化学の講習を行う研修機関が、一般財団法人 日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという）に対して、食品安全マネジメントシステム審査員の登録申請を行うために有効な基礎微生物学、基礎化学の講習としての登録を申請する手順、並びに申請にもとづいて当センターが行う登録の手順を定める。

2. 引用文書

JRCA F4060 食品安全に関する専門的知識の習得を目的とする基礎微生物学、基礎化学に関する講習についての指針

JRCA TC100 研修コース承認異議苦情手順

3. 初回登録申請

研修機関が、基礎微生物学または基礎化学の講習（以下、講習という。）の登録申請（初回登録申請）を行うに当たっては、当センターが定める登録申請書（付属書1）と、その誓約書（付属書2）に必要事項（署名も含む）を記入し、付属書3に示す添付書類一式と共に当センターに提出しなければならない。

添付書類とは、下記の資料もしくは記録をいう。

3.1 講習の教材に関連する資料

3.1.1 講習に関して公開している説明書、案内書、パンフレット類

3.1.2 講習生を受け入れに当たり事前確認している事項（例えば食品安全に関する職歴経験、予備知識等）が分かる資料

3.1.3 講習のスケジュール（日数、総時間、細分された教科目の時間数が分るもの）

3.1.4 細分された教科目ごとの講習内容の説明書（セッションプラン）

3.1.5 講習に使用するテキスト

3.1.6 講習を行うために使用している資料、様式類のうち定型化されたもの

（注1）講習期間を通じ講習生に提供する説明文書・記録類、補足資料、演習・実習に関する文書、演習・実習記録の記入に用いる用紙類、講習生を評価するために使用している用紙（観察結果の記録用紙などを含む。）

3.2 講習の講師に関する事項の記録

3.2.1 講師の経歴（学歴と職歴）

3.2.2 講師が取得している資格、資格取得年

3.2.3 講師の基礎微生物学または基礎化学に関する活動のうち、学校、研修機関等での、これらに関する教育指導実績を示す記録

3.3 受講生の評価手順・方法

3.4 合格修了の証明書及び参加の証明書のデザイン及び内容

4. 登録維持申請

講習の登録維持申請を行うに当たっては、下記を提出しなければならない。

4.1 登録申請書

- 4.2 過去1年間の講習の実績記録（回数、受講者数、修了者数）
- 4.3 過去1年間の講習の実施に関して受けた異議申立て、苦情に関する記録
- 4.4 登録維持申請する時点で作成、もしくは使用中の、3.1、3.2に定める資料と記録
- 4.5 研修コースの運営に重大な影響を与える可能性がある事項、又は、研修機関の所在地・組織機構などに変更が生じた場合は付属書4と関連する資料

5. 料金

登録期間は登録日から1年間とする。研修機関は、講習コースが新規に登録された場合は、登録時に年間登録料（¥100,000）に消費税を加えた金額を支払うこと。また、次年度も登録を継続する場合は、前年度末までに年間登録料に消費税を加えた金額を支払うこと。（講習コースの追加登録には新たな費用が発生しない）

6. 初回登録の可否に関する評価と決定

- 6.1 研修機関を登録するための評価は、当センターが審査チームを編成して行う。
- 6.2 当センターは、研修機関が提出した登録申請書と添付書類に記入された内容にもとづき基礎微生物学、基礎化学の講習会の評価にあつては、「食品安全に関する専門的知識の習得を目的とする基礎微生物学、基礎化学に関する講習についての指針」（JRCA F4060）への適合に関する評価を行う（文書レビュー）。
- 6.3 当センターは、文書レビューの実施においては、外部の専門家にレビューの一部を委託して行なってもよい。

外部の専門家は、学識経験者の中から当センターが選び、上級経営管理者が委嘱するものとする。
- 6.4 当センターは、必要に応じ文書レビューを行った審査チーム員を研修機関に派遣して、文書レビューでは確認することが出来なかった、研修機関の運営等に関する審査（事務所審査）を行う。

また、必要に応じ講習現場において、講習コース立会いを行う。
- 6.5 講習コース立会いは、講習の実施が、当センターの指針（JRCA F4060）に適合していることと、指針に従い実施されていることを確認するために行う。
- 6.6 当センターは、文書レビューと事務所審査ならびに講習コース立会いを通じて下記を行う。
 - 6.6.1 現地において指針に適合しないと判断した事項がもしあれば、指摘事項として研修機関にその内容を知らせ、適合しないとする理由を説明する。
 - 6.6.2 指摘事項に対する研修機関の理解にもとづいて、指摘事項に対する是正処置の実施と、実施時期についての回答を求める。
 - 6.6.3 是正処置結果の確認

当センターは、研修機関から提出された是正処置結果を報告書により確認して、必要に応じて審査チーム員を派遣して実地での確認を行う。
- 6.7 初回登録審査報告書の作成

当センターは、文書レビューと事務所審査、講習コース立会いと、確認した是正処置結果に基づいて初回登録審査報告書を作成する。

初回登録審査報告書には下記を明示する。
- 6.7.1 申請機関が提供する講習コースの、当センターの指針への適合性

- 6.7.2 指針への適合性に関しての、体制、運用、実行のそれぞれの面からの評価
- 6.7.3 指針に適合しないと判断した事項がもしあれば、是正処置の実施事項と実施する時期
- 6.8 初回登録の可否の決定
当センターは、初回登録審査報告書と、基準に適合しないと判断した事項に対して行われた是正処置に関して確認した内容を当センター所長に報告する。
当センター所長は、当センターからの報告に基づき、初回登録の可否を決定する。
- 6.9 初回登録の手続き
 - 6.9.1 当センターは、登録申請を行った研修機関に、講習の登録の可否の決定結果を通知する。
 - 6.9.2 当センターは、登録することを通知した研修機関に、上級経営管理者による登録証書を交付する。

7. 登録維持審査の手順

当センターは、登録維持申請のあった研修機関の講習コースに対し、原則として次の登録期間が開始される前までに審査を実施する。

審査は、講習コースの現地での立会を含めて実施する。研修機関は、登録された講習コース内容の変更を行う場合は、“事前承認のための変更届”と変更箇所を示した文書一式を提出すること。立会いは、教科書の変更、講師の変更等、講習内容に大きな影響があり、立会の必要があると審査チームリーダーが判断したときに行う。

- 7.1 登録維持審査の目的
登録維持審査は下記を目的として行う。
 - 7.1.1 登録証書を発行済みの研修機関の講習が、当センターの指針に引続き適合していることの確認
 - 7.1.2 研修機関の手順が引続き有効に機能していることの確認
- 7.2 サーベイランスの結果は、前6.項に基づいて処置し、報告書を以って当センター所長に報告し、登録の維持の可否の判断材料として使用する。
- 7.3 当センター所長の判定の結果、合格となったものは、コースの登録を維持する。不合格となったものについてはコースの登録を取り消し、前回の登録日および登録維持日以降の講習は無効とする。

8. 登録の可否の決定に関する再考の申立てに対する取扱い

当センターの登録の可否の決定に対して、当該の登録を申請した研修機関から文書によって再考の申立てがなされた場合には、「研修コース承認異議苦情手順」(JRCA TC100)に準拠して対処する。

9. 初回登録申請から初回登録までのフロー

研修機関による初回登録申請から登録証書の交付までのフローを、「講習の初回登録のフロー」(付属書5)に示す。

10. 申請機関及び運営研修機関の権利と義務

10.1 申請機関及び運営研修機関は次の権利を有する。

- a) 申請機関及び運営研修機関は、当センターより登録のための要求事項を記述した文書、並びに審査と登録の手順及び運営研修機関の権利及び義務について記述した本文書の提供を受ける権利を有する。
- b) 申請機関は登録に関する判定結果についての通知を受ける権利を有する。
- c) 運営研修機関は、当センターより登録された講習コースについて登録証を受け取ることができる。
- d) 運営研修機関は、JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項（付属書6）に従って、登録された講習コースについて当センターのロゴマークを使用することができる。
- e) 運営研修機関は、登録された講習コースの枠組み内で、研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、講習コースの宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）及び封筒に、登録されていることについて言及することができる。
- f) 申請機関は当センターの登録に関する判定結果に異議がある場合は、第8項に基づき、当センターに異議申立てをすることができる。

10.2 申請機関及び運営研修機関は当センターに対して次の義務を負う。

- a) 登録基準に規定された各要求事項に適合する。
- b) 審査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、文書の調査並びにすべての場所への立ち入り、記録の閲覧及び当該機関との面接のための用意を含む。
- c) 登録の対象となっていない活動について登録されていることを表明しない。
- d) 授与された登録に基づく権利を当センターの評価を損なうような方法で利用せず、また、誤解を招く又は登録範囲を逸脱すると当センターが考えるような、登録に関する表明を行わない。
- e) 登録の一時停止又は取消しを受けた場合は、登録を引用しているすべての宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）を中止し、当センターの要求どおりに登録証を返却する。
- f) 登録証、ロゴマーク及びそれらの一部分であっても、誤解を招くような方法で使用してはならない。
- g) 文書、宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）などの媒体で登録されていることについて触れる場合には、当センターの要求事項に従う。
- h) 登録審査の結果の如何にかかわらず、当センターが請求する料金を支払う。また、登録された後は、登録の維持のための料金を負担する。
- i) 講習コースの登録が何らかの理由により、一時停止又は取消しとなった場合、それによって不利益を被る受講生に対し、不利益を回復するための措置を講じなければならない。

11. 付属書

- 付属書1 登録申請書
- 付属書2 誓約書
- 付属書3 基礎微生物学、基礎化学の講習についての登録を申請するための登録申請書に添付することが必要な書類
- 付属書4 事前登録のための変更届

付属書5 講習の初回登録のフロー

付属書6 JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項

付則

この手順は、2021年4月1日から施行する。

付属書1	登録申請書
------	-------

一般財団法人 日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA) 御中

申請日： 年 月 日

基礎微生物学/基礎化学講習コース登録申請書

「食品安全に関する専門的知識の習得を目的とする基礎微生物学、基礎化学に関する講習についての指針（JRCA F4060）」に規定されている要求事項を遵守すること及び申請コースの審査に必要なすべての情報を提供する等、申請機関及び運営研修機関の義務を含む「研修機関が実施する基礎微生物学、基礎化学の講習を登録する手順（JRCA F5126）」を遵守することを誓約し、上記の通り研修コースの承認を申請いたします。

申請 機 関 代 表 者	研修機関名（ふりがな）	
	所在地：〒	
	所属・役職（ふりがな）	氏名（ふりがな）
連 絡 担 当 者	所属・役職（ふりがな）	
	氏名（ふりがな）	
	電 話：	住所（上記申請者と異なる場合）：〒
	F A X：	
	e-mail：	
承認の申請内容		
<input type="checkbox"/> 基礎微生物学 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 維持		
<input type="checkbox"/> 基礎化学 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 維持		
研修コース（申請するコースをチェックして下さい）		
<input type="checkbox"/> 基礎微生物学講習コース		
研修コースの開催予定日		
①	年	月 日 ~ 年 月 日
②	年	月 日 ~ 年 月 日
③	年	月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 基礎化学講習コース		
研修コースの開催予定日		
①	年	月 日 ~ 年 月 日
②	年	月 日 ~ 年 月 日
③	年	月 日 ~ 年 月 日
審査希望時期	年 月頃	

付属書2 誓約書

一般財団法人 日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA) 御中

誓約書

(マネジメントシステム審査員研修コース用)

私は、研修機関の代表者として、研修機関が実施する基礎微生物学、基礎化学の講習を登録する手順(JRCA F5126)第10.2項に定める義務を遵守し、これらに反した際には、研修コース承認に対するJRCAのいかなる決定にも従うことを誓約致します。

研修機関代表者名： _____ 印

記入日： _____年____月____日

付属書3 添付することが必要な書類

基礎微生物学、基礎化学の講習についての登録を申請するための登録申請書に添付することが必要な書類

初回登録申請する場合

(a) 講習の教材に関する資料

番号	資料名
1	講習に関して公開している説明書、案内書、パンフレット
2	講習生を受け入れるに当たり事前確認している事項の説明書
3	講習のスケジュール(日数、総時間、細分された教科目の時間数が分かるもの)
4	細分された教科目ごとの講習内容の説明書(セッションプラン)
5	講習に使用するテキスト
6	講習を行うために使用している資料、様式類のうち定型化されたもの — 講習期間を通じ講習生に提供する説明文書・記録類、補足資料、演習・実習に関する文書、演習・実習記録の記入に用いる用紙類、講習生を評価するために使用している用紙(観察結果の記録用紙などを含む)

(b) 講習の講師に関する資料

番号	資料名
7	講師の経歴(学歴と職歴)
8	講師が取得している資格、資格取得年
9	講師の、基礎微生物学または基礎化学に関する活動のうち、学校、研修機関等での、これらに関する教育指導実績を示す記録

(c) 受講生の評価手順・方法

(d) 合格修了の証明書及び参加の証明書のデザイン及び内容

登録維持申請する場合

(a) 登録維持申請時以降1年間の講習の開催予定

(b) 過去1年間の講習の実績記録(回数、受講者数、修了者数)

(c) 過去1年間の講習の実施に関して受けた異議申立て、苦情に関する記録

(d) 登録(登録)維持申請する時点で作成、もしくは使用中の、上記1～9に掲げる資料

付属書4 事前登録のための変更届

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA) 御中

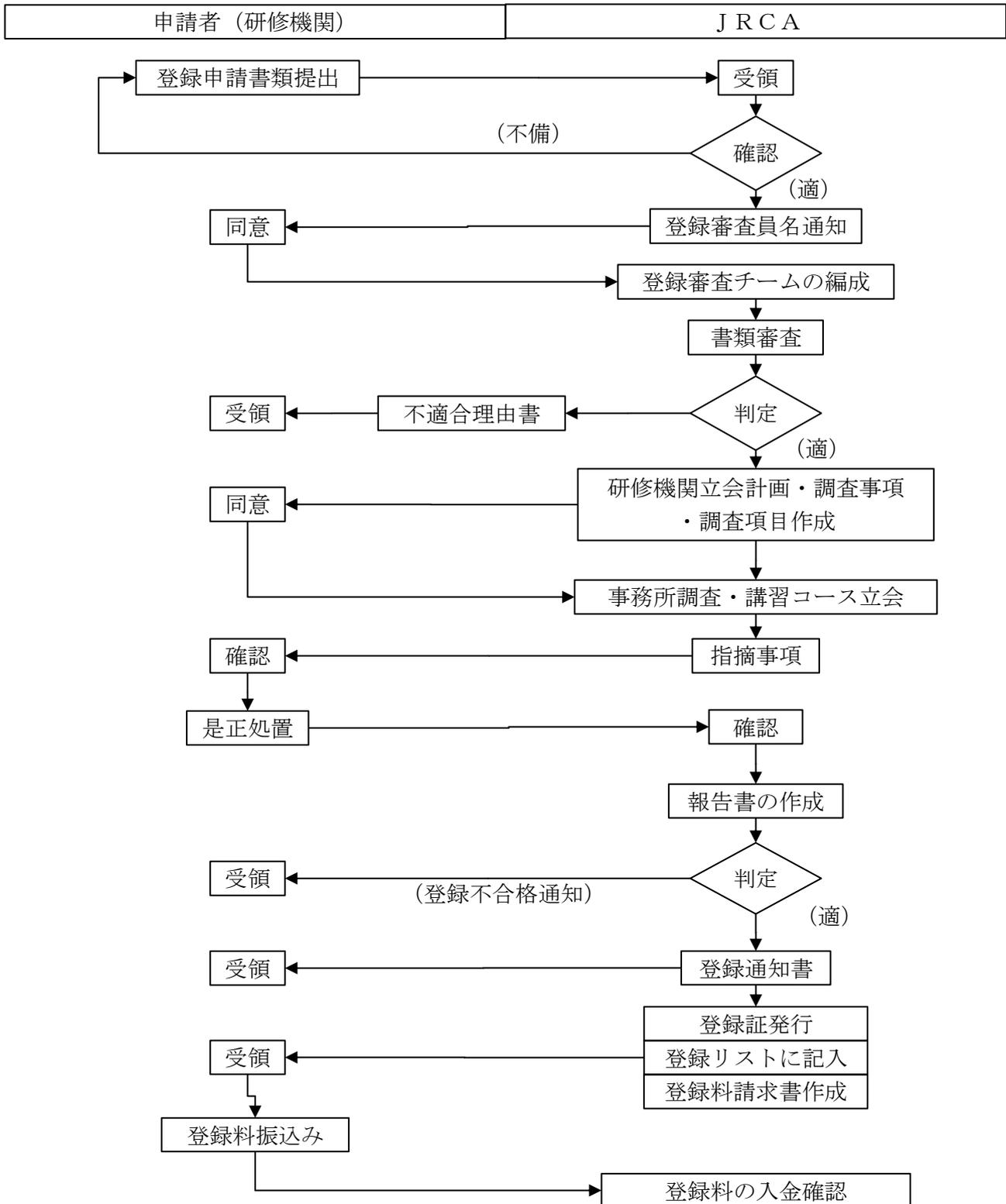
事前登録のための変更届

届出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

届出者： _____

変更 内容	
添 付 資 料	
変更 予定 日	

付属書5 講習の初回登録のフロー



付属書6 JRCA ロゴマークの使用に係わる遵守事項

1. 適用範囲

この遵守事項は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センターという。）の登録研修コースを運営する研修機関（以下、運営研修機関という。）が、当センターのロゴマークを使用する場合に遵守しなければならない事項等について定める。

2. 運営研修機関における表示方法

2.1 表示事項

運営研修機関の研修コースが、JRCAで登録されていることを公表する場合には、JRCAロゴマークの使用の有無にかかわらず、登録対象の研修コースとマネジメントシステム区分が判る記述と登録番号表記をすべて表示しなければならない。

2.2 公表可能期間

- 2.2.1 運営研修機関は、JRCAロゴマークの使用の有無にかかわらず研修コース登録の有効期間内においてのみ、JRCA登録研修コースであることを公表できる。
- 2.2.2 登録の失効、一時停止又は取消しが行われた場合、当該運営研修機関は、JRCA登録研修コースの公表を直ちに中止し、JRCA登録研修コースを表示した対象物（研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）及び封筒等の表示）は削除しなければならない。

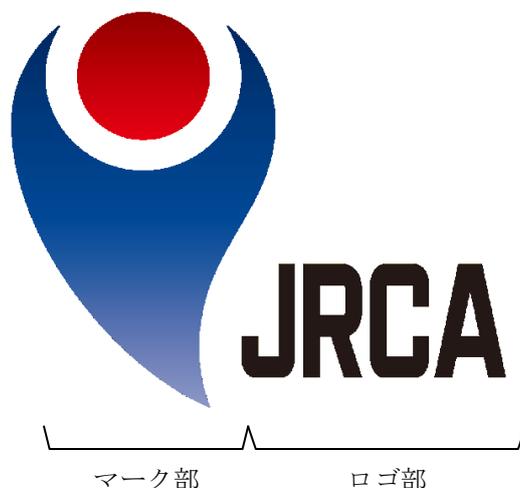
3. 誤った公表方法に対する処置

- 3.1 運営研修機関が本遵守事項に違反してJRCA登録研修コースに関する公表をした場合、当センターは、修正と必要な場合には是正処置を要求する。
- 3.2 当センターの修正又は是正処置要求に対して直ちに適切な対応がとられない場合は、当センターは、当該運営研修機関に対して登録の一時停止又は取消しの処置を取る場合がある。

4. JRCA ロゴマークの表示方法

4.1 ロゴマークの内容

JRCAロゴマークは、図1に示すもので、マーク部とロゴ部よりなる。マーク部とロゴ部は分離せず、常に一体で表示する。



〈JRCAロゴマーク デザインの意図〉

『両手を上に向かって広げている人』のシルエットは、資格取得者が『世界』あるいは『未来』に向かって希望を抱いて躍進しようとする姿を表しています。活動的で発展的なイメージを赤、信頼と安心のイメージを青のグラデーションで表現しています。

図1 JRCAロゴマーク

4.2 JRCAロゴマークの使用及び管理

- 4.2.1 運営研修機関は、受講生に発行する合格修了の証明書には、JRCAロゴマークを表示しなければならない。
- 4.2.2 運営研修機関は、登録された研修コースの枠組み内で、研修用テキスト・教材、書簡用紙、文書、宣伝及び広告（パンフレット、受講案内等）及び封筒にJRCAロゴマークを使用することができる。
- 4.2.3 JRCAロゴマークは、運営研修機関のロゴマークと共に使用しなければならないが、単独で使用してはならない。
- 4.2.4 JRCAロゴマークの使用にあたっては、運営研修機関のロゴマーク、JRCAロゴマークとの対比で均整のとれる体裁であり、また、JRCAロゴマークと運営研修機関のロゴマークとの関係が明らかであるような方法での配置しなければならない。また、当センターが付与した登録番号を併せて表示する。
- 4.2.5 当センターは、運営研修機関から要請があった場合、JRCAロゴマークの清刷（電子データ）を提供する。JRCAロゴマークを表示する場合は、この清刷を分解又は変更することなく使用しなければならない。
- 4.2.6 新「JRCAロゴマーク」の色は、マーク上部の丸が赤色グラデーション、マーク下部が青色グラデーション、ロゴ部は黒色とする（指示色は、図3参照）。または、全体をモノクロで表示してもよい。
「JRCAロゴマーク」であることが明確に識別できるように、全体を地色と明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。
- 4.2.7 JRCAロゴマークを拡大又は縮小して表示する場合は、図1と同じ縦横比で使用しなければならない。また、使用時の余白については、図2に示す通り、マークの横幅（A）の1/4以上の余白を上下左右に設けなければならない。さらに、最小サイズは、図2に示す通り縦10mmとする。
- 4.2.8 運営研修機関は、当センターが提供したJRCAロゴマーク清刷の保護、紛失及び漏洩防止のため、適切な管理を行わなければならない。

4.2.9 JRCAロゴマークを表示するため、電子データを業者に提供する場合、運営研修機関は、JRCAロゴマークの電子データを提供する業者の記録を維持し、当該業者に対して、JRCAロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うよう要求しなければならない。



マーク横幅(A)の1/4以上の余白を設ける

図2 新JRCAロゴマーク使用時の余白及び最小サイズ

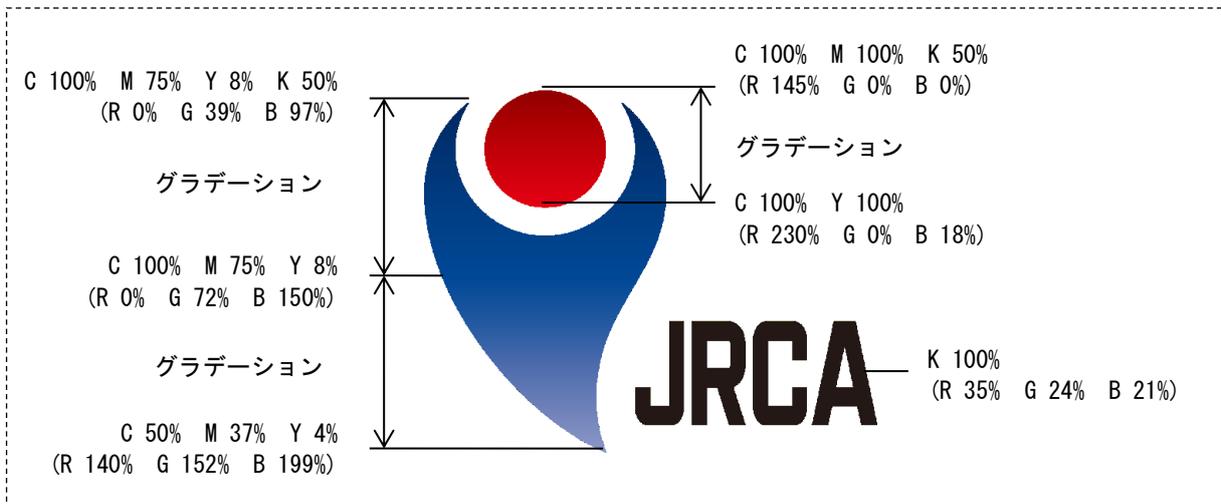


図3 新JRCAロゴマークの基本色 (CMYK (RGB) グラデーション)

以上

制定・改定履歴

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2019年2月1日	・日本規格協会 JRCA F5126 改定2版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。
改定1版	2021年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・実際のサイクルに合わせ、登録期間を登録日から1年間に変更（第5項） ・第6項は初回登録に関する手順であることを明確にするため、表題及び規定に「初回」という用語を追加（第6項） ・審査を行う時期について「登録維持申請のあった研修機関の講習コースに対し、原則として次の登録期間が開始される前までに審査を実施する。」と変更（第7項） ・講習の登録フローを、初回登録のフローであることを明確にし、審査終了後に請求書を作成するフローに変更（付属書5） ・ロゴマークの移行期間の終了に伴い、旧ロゴマークに関する記載を削除（付属書6）。